

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人山陰家庭学院行動計画

当法人職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

○計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

○目標:

目標1:管理職(施設長、施設長代理等)に占める女性職員を期間中に40%以上にする。

○取り組み内容・実施時期

令和7年4月～

- ① 管理職員候補者育成を図る必要があり、副施設長、主任、副主任クラスをそれぞれの階層で男女比50%程度を目安に育成する。
- ② 人事面での評価を伴う法人のキャリアパス制度等を活用し管理職員や管理職員候補者の育成を図る。
- ③ 管理職を目指す意欲を醸成するために必要な待遇や業務の改善について検討する。

目標2:計画期間内に男女ともに育児休業取得率80%以上を目指す。

○取り組み内容・実施時期

令和7年4月～

- ① 育児休業制度について、各施設・事業所単位に相談窓口を設置しているが、担当職員や管理職員を対象に、制度に関する研修会を開催し、より充実した相談・指導体制を確保する。
- ② 子の看護休暇について令和7年度から、取得日数を13日に拡大する。

こうした法人独自制度をはじめ子育てに関係する諸情報を盛り込んだチラシ等を作成し、周知を図る。

- ③ 「育児・介護休業に関する規則」の概要パンフレットの作成と職員会議等でのミニ研修会の開催
- ① ②は令和7年度実施。③は令和8年から適宜開催。

目標3:期間中に、正規職員の時間外労働時間の平均を、行動計画実施前に比べ5%の削減を目指す。

令和7年4月～

- ① 定期的に時間外労働時間の取得状況を把握するとともに、施設長を中心に原因について検証を行う。必要に応じ職員面接を行い、実情の把握に努める。
- ② 各施設・事業所の状況に応じた業務改善に取り組む。